

一般社団法人日本がん看護学会 倫理委員会
研究倫理審査に関する細則

平成28年2月3日制定

(目的)

第1条 会員による人を対象としたがん看護研究が、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省)」および「看護研究における倫理指針(日本看護協会)」を踏まえて倫理的配慮のもと実施されるかどうかを審査することを目的とする。

(審査の対象)

第2条 研究倫理審査は、学会活動に関連した研究を審査対象とする。

2 前項によらず、会員が所属する機関に研究倫理委員会がない場合、研究倫理委員会があっても看護研究を扱っていない場合、もしくは所属する機関がない場合で、会員が主たる研究者である研究を本審査の対象となる。

3 本会に報告することおよび投稿する予定であることが審査の前提となる。

(委員構成)

第3条 委員は、若干名とし、任期は2年とするが、再任は妨げない。但し、2年ごとの組織変更においては、委員の半数を交代する。

2 理事会で委員長を指名し、委員長が委員候補を選出し、それを理事会で承認する。

3 必要に応じて研究内容に関わる専門家を参加させることができる。

(審査の種類)

第4条 審査は、「迅速審査」と「通常審査」の2通りとする。

2 迅速審査とは、無記名自記式質問紙調査のように研究協力において対象者への侵襲が極めて軽微であり、対象者の研究協力における自由意思および匿名性が保証されていることが明確である研究計画書について審査を行うものである。

3 通常審査とは、迅速審査で扱う以外の研究計画書について審査を行うものである。

4 申請された申請書をもとに「迅速審査」あるいは「通常審査」の判断は、委員で行う。

(申請の手順)

第5条 申請者は、指定された申請用紙をもとに申請を行う

2 申請者は、研究計画書に申請書(様式1、2)を添えて、原本1部、コピー3部を日本がん看護学会事務局に「簡易書留」郵便で提出する。

3 計画書には、研究課題名、研究の実施体制、研究目的及び意義、研究の方法及び期間、倫理的配慮、研究資金、研究に係る利益相反の状況等を記載する。また、必要に応じて研究説明文書、同意書・同意撤回書、質問紙、インタビューガイドを添付する。

4 申請者のうち主たる研究者は、原則として臨床研究に関する研修会または講習会を受講していることとする。

(迅速審査)

第 6 条 迅速審査として申請された研究計画書および申請書は、委員長と副委員長の 2 人で審査し、適当と判断した場合は「承認」とする。

2 迅速審査で「承認」とならなかった研究計画書および申請書は、通常審査で審査される。

3 委員長は、迅速審査の判定結果を委員に報告する（様式 5）。

(通常審査)

第 7 条 通常審査は、「メール審査」と「委員を招集して行う審査」の 2 通りとする。

2 審査の判定は、「承認」「条件付承認」「変更の勧告（要再申請）」「不承認」とし、委員は様式 3 を用いて審査し、その結果を委員長にメールにて報告する。

3 委員の審査結果報告書に基づいて委員長が審査の判定結果案（様式 4）を作成し、委員の 2/3 以上の合意を得て判定する。

4 判定結果案に対して委員の 2/3 以上の合意が得られない場合は、委員を招集して審査を行う。

5 委員長は、メール審査の判定結果を委員に報告する（様式 5）。

6 申請者および共同研究者は、自己申請した研究の倫理審査に加わることができない。

(審査結果)

第 8 条 委員長は、「承認」「条件付承認」「変更の勧告（要再申請）」「不承認」のいずれかの結果を、理事長に提出する（様式 6）。

2 理事長は申請者に結果通知を、迅速審査は申請受付日から 2 週間以内、通常審査は申請受付日から 1 か月以内に行うものとする（様式 7）。

(再審査の申請)

第 9 条 再審査の申請は、結果通知日から 3 か月以内とする。申請者は、修正個所の対照表などを作成し、修正や変更をわかりやすく明示し、かつ、研究計画書および申請書（様式 1、2）を添えて、原本 1 部とコピー 3 部を日本がん看護学会事務局宛に「簡易書留」郵便で提出する。

(申請書の研究計画の変更)

第 10 条 承認された研究計画を変更しようとするときは、委員長に変更しようとする研究計画を遅滞なく報告（様式 8）しなければならない。

2 前項の報告を受けた委員長は、再審査の必要があると認めるときは、変更しようとする研究計画について、改めて審査の手続きをとることができる。

(研究経過および終了の報告)

第 11 条 研究期間が 1 年以上にわたる場合は、研究実施の経過報告（様式 9）を年に 1 回しなければならない。

2 研究を終了したときは、委員長にその旨を遅滞なく報告（様式 10）しなければならない。

(異議申し立て)

第 12 条 異議申し立ては、結果通知日から 2 週間以内とする。申請者は、理事長宛に、具体的な不服の理由を記載した申し立て書（形式は自由とする）と、必要と思われる書類を郵送する。

2 異議申し立ての審議は、理事会に付託する。理事会は、必要に応じて、委員会や異議申し立て者から意見を収集し、審議の結果を理事長に報告する。

3 理事長は、審議結果の報告をもとに申し立てへの対応を決定する。

(秘密保持)

第 13 条 委員および関係者は、審査を通して知り得た研究に関する情報を他に遺漏してはならない。

2 委員および関係者は、審査を通して知り得た研究に関する情報を自分の研究に利用してはならない。

(経費)

第 14 条 審査会開催に関する必要な交通費は、実費で支給する。

2 外部委員には、必要な交通費と謝礼を支払うが、謝礼の金額は別に定める。

(細則の変更)

第 15 条 細則の変更は、倫理委員会の議を経て、理事会で承認を得る。

附則

(施行期日)

第 1 条 本細則は、平成 28 年 2 月 3 日から施行する。